

## 教育委員会 1 月定例会会議録（要旨）

招 集 月 日	令和5年1月12日（木）	
招 集 場 所	瀬戸市役所5階 全員協議会室	
教 育 長	加藤 正彦	
出 席 委 員	委 員 青山 貴彦 委 員 小澤 慎太郎 委 員 加藤 千春	委 員 田中 直美 委 員 竹川 典子 委 員 稲垣 遼
欠 席 委 員	なし	
議案説明のため に出席した職員	教 育 部 長 教育政策課課長補佐 学 校 教 育 課 長 学校教育課主幹 学校教育課主幹 図 書 館 長 まちづくり協働課長 文 化 課 長 ス ポ ー ツ 課 長	磯村 玲子 松見 健一 此下 明雄 長谷川 武宏 加藤 都志雄 吉村 きみ 杉江 圭司 井上 紀和 中村 浩司
書 記	教育政策課企画係	葛西 匠
傍 聴 人 数	7名	
開 会 時 刻	午後2時00分	
閉 会 時 刻	午後3時31分	
	議 題	可否
1 報 告		
	(1) 催物の後援・推薦に係る審査結果報告について	
	(2) 催物の後援・推薦に係る実績報告について	
	(3) 令和4年10月情報公開請求について	
	(4) 令和5年度儀式等について	
	(5) 二度目の旅は図書館からについて	
	(6) 第15回NIHONGOスピーチコンテスト結果について	
	(7) 第71回瀬戸地方近郊駅伝競走大会及びGreen City Cup第12回瀬戸市小学生 駅伝大会の結果について	
2 請 願		
請願第1号	保護者等地域住民に対し開かれた教育委員会となるよう定例会議の 在り方の見直しを求める請願	不採択
請願第2号	瀬戸市教育アクションプラン改訂版について、調査、検証、説明と 再作成を求める請願	不採択
請願第3号	オミクロン対応ワクチン接種促進の差し止めを求める請願	不採択
請願第4号	「オミクロン株対応ワクチン接種」促進に関するチラシについて 教育機関からの配布中止を求める請願	不採択

<p>教 育 長</p>	<p>開会 午後2時00分</p> <p>ただいまから、令和5年1月定例会を開催します。</p> <p>1 2月教育委員会定例会会議録（要旨）の承認を受けた。</p> <p>1 報 告</p> <p>(1) 催物の後援・推薦に係る審査結果報告について</p> <p>(2) 催物の後援・推薦に係る実績報告について 教育政策課課長補佐から、審査結果報告書に基づき、「瀬戸 SOLAN 小学校研究発表会」をはじめ、7件について催物の審査結果を報告。 併せて、実績報告書に基づき、「ボーイスカウトとあそぼう！わくわく自然体験あそび」をはじめ、8件の催物の実績について報告。</p> <p>(3) 令和4年10月情報公開請求について 学校教育課長から、資料に基づき報告。</p> <p>(4) 令和5年度儀式等について 学校教育課長から、資料に基づき報告。</p> <p>(5) 二度目の旅は図書館からについて 図書館長から、資料に基づき報告。</p> <p>(6) 第15回NIHONGOスピーチコンテスト結果について まちづくり協働課長から、資料に基づき報告。</p> <p>(7) 第71回瀬戸地方近郊駅伝競走大会及びGreen City Cup第12回瀬戸市小学生駅伝大会の結果について スポーツ課長から、資料に基づき報告。</p> <p>2 請 願 請願第1号から第4号の概要について教育政策課課長補佐から報告があった。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>4件の請願を受理することとし、審議ののちに採択を行うこととしてよろしいでしょうか。</p> <p>異議なし。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ご異議がないようですので審議に進みます。審議に先立ち請願人より口頭意見陳述をしたい旨申し出をいただいております。つきましては会議の運営上、それぞれ3分以内で陳述を許可することにしたいと思っておりますが、ご意見はございますか。</p> <p>異議なし。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは各請願について審議を進めます。請願第1号「保護者等地域住民に対し開かれた教育委員会となるよう定例会議の在り方の見直しを求める請願」を議題とします。陳述人の方は前へお願いします。</p>

教 育 長	<p>陳述人から、請願書に基づき口頭意見陳述があった。 それに対する委員からの質問はなかった。</p>
竹 川 典 子 委 員	<p>それでは請願の第1号について説明をお願いします。</p> <p>請願第1号「保護者等地域住民に対し開かれた教育委員会となるよう定例会議の在り方の見直しを求める請願」について教育政策課課長補佐から説明。</p>
教育政策課課長補佐	<p>教育委員会として検討しなければならないこともあるように感じますが、事務局の見解を聞かせていただけませんか。</p> <p>まず、1点目の開催時間についてですが、毎年、10月の定例会が午前10時から、それ以外の月が午後2時から開催することが慣例となっております。これは、開催時間が分かりやすい半面で参加が可能な方が固定化してしまうデメリットもあると考えております。午後しか都合がつかないという方もいるかと思うので、すべての会議を午前中に変更することは、新たなデメリットが生まれると思いますが、午前中開催の日を増やすことは検討できるのではないかと考えます。しかし、長期間にわたり午後2時開催が慣例となっていたことから、調整に少し時間が必要と考えております。</p> <p>次に、2点目の口頭説明につきましては、12月から教育委員会会議規則を変更し、陳情、請願の口頭陳述が認められたため、今回は議論する必要はないと考えます。</p> <p>次に、3点目の定例会の開催日程、陳情・請願日の締め切り日を、余裕をもって知らせることについて、年度当初の4月定例会において、年間予定をお知らせしており、その資料がホームページからは確認できるが、非常に分かりにくいものとなっております。この請願を機に教育委員会のホームページを見直し、年間予定をお知らせできるようにしていきたいと考えております。</p> <p>最後に4点目の教育委員会に対する意見や苦情等、その回答をホームページ上で公開することについてですが、教育委員会に対する意見、苦情等については、多種多様な内容が寄せられており、事案によってはご意見が分かれるものも多数ございます。こうしたご意見をすべて公開することは保護者、児童、生徒にいたずらに混乱を招く恐れがあることから、すべてのご意見、苦情等を公開することは適切ではないと考えております。</p> <p>今回の請願を受けて、資料にあった広島県教育委員会ご意見の紹介ページや愛知県教育委員会教育に関するお問い合わせのページを改めて見ると主な内容は、就学に関する援助制度、学校への入学手続きや教育に関する相談窓口のご案内などでした。こうした内容は、現在の本市教育委員会のホームページでも掲載されているものであります。本市としては、こうした情報の更なる充実と見せ方の工夫が必要であるとと考えております。</p>
竹 川 典 子 委 員	<p>ありがとうございます。教育委員会としては、より多くの方々に教育に関心を持っていただき、ご意見をいただきやすい環境とすることは大切だと考えます。事務局の見解は1点目の午前中開催は調整等の猶予が必要なので、検討課題とし、2点目の口頭説明は実現済みです。3点目の日程等の事前告知は実現可能です。4点目の意見、苦情等をすべて公開することは適切ではないため、現在のホームページの充実を図っていくということです。それではまず定例会の開催日程、陳情・請願日の締め切り日を知らせることに取り組むこととし、定例会の午前中開催については調査、研究することとしてはいかがでしょうか。</p>

教 育 長	ただいまの発言にご意見はありますか。
竹 川 典 子 委 員	このように請願の一部に同意する場合、採否はどうすればよいのでしょうか。
教育政策課課長補佐	請願の採否を決するにあたっては、一部採択は認められていないため、採否においては、一部採択であれば、否決とするのが妥当と考えます。しかし、事務局としては今回の議論の内容に従って速やかに事務を執り進めていきたいと考えております。
教 育 長	他にご意見、ご質問はございませんか。ないようであれば採決を行います。本請願を採択することに賛成の方は挙手をお願いします。  挙手なし。
	＜審議の結果、不採択＞
教 育 長	つづきまして、請願第2号「瀬戸市教育アクションプラン改訂版について、調査、検証、説明と再作成を求める請願」を議題とします。陳述人の方は前へお願いします。
	陳述人から、請願書に基づき口頭意見陳述があった。 それに対する委員からの質問はなかった。
教 育 長	それでは請願の第2号について説明をお願いします。
	請願第2号「瀬戸市教育アクションプラン改訂版について、調査、検証、説明と再作成を求める請願」について教育政策課課長補佐から説明。
加 藤 千 春 委 員	教育アクションプランの学校作業部会について、もう少し詳しく教えてください。
教育政策課課長補佐	お手元にある「瀬戸市教育アクションプラン推進会議設置要綱」の第5条において、「推進会議が必要とする調査・研究事項については、別に作業部会を置くことができる。」とされております。今回の改訂においては、この規定に基づき、教育委員会の図書館、市長部局の補助執行担当部局である、まちづくり協働課、文化課、スポーツ課、市長部局の関係する部局としてこども未来課、健康課による行政作業部会を設置し、また、学校教育課による学校作業部会を設置したものです。 学校教育課に学校作業部会を設置した理由は、今回の改訂は「計画期間の前期5年間の達成状況を踏まえた目標数値を検証すること。」、「新型コロナの流行、国のGIGA スクール構想の前倒しなどの教育・社会環境の変化を踏まえた目標の見直しをすること。」、「瀬戸市の第6次総合計画など、第2次瀬戸市教育アクションプランが策定された平成28年以降に策定された市の関連する他の計画との整合を図ること」を目的としております。このことから、学校現場での教育経験と行政組織での経験を有した指導主事が在籍する学校教育課での作業が最も効率的であると考えたためでございます。
加 藤 千 春 委 員	確認ですが、「第2次瀬戸市教育アクションプラン」を策定したときの学校作業部会は小中学校長始め教職員10名で構成されていましたが、今回の改訂に向けて

	<p>設置した作業部会は当初から学校教育課の職員で構成するつもりであったということでしょうか。</p>
教育政策課課長補佐	<p>ご指摘のとおりでございます。繰り返しになりますが、瀬戸市教育アクションプラン推進会議設置要綱では「推進会議が必要とする調査・研究事項については、別に作業部会を置くことができる。」とされており、教職員による学校作業部会の設置が必須となっているということはありません。</p>
加藤千春委員	<p>改訂版を出すにあたって、学校作業部会のメンバー構成が策定時とは異なっているので表記を改める必要があったにもかかわらず、策定時と同じく「学校作業部会（教職員）」と表記してしまったということでしょうか。</p>
教育政策課課長補佐	<p>ご指摘のとおりでございます。教職員の経験があるとはいえ、学校教育課が作業したものについて、教職員の作業となっているのは間違った表記であると考えているので、この部分については修正が必要であると考えております。</p>
加藤千春委員	<p>事務局の認識としても表記は修正する必要があるということですね。こうした表記の誤りがあったことによって改訂版を作り直す必要が生じるかどうかということですが、第2次瀬戸市教育アクションプラン改訂版の作成・公表については、令和4年3月の定例教育委員会において、議決・承認に至ったところであり、そこに至るまでの過程を教えてください。</p>
教育政策課課長補佐	<p>今回の改訂につきましては、令和3年3月で教育アクションプランが策定から5年を経過したことから、令和3年5月に庁内の関係課へ改訂を行うための作業部会への参画、作業依頼を行いました。その後、事務局において、作業部会での作業結果を踏まえた素案を作成し、令和4年1月に専門家等で構成された「瀬戸市教育アクションプラン推進会議」の委員から意見をいただき、その意見を踏まえ修正等を加えて最終の改訂案を策定しました。この改訂案について、令和4年3月の定例教育委員会に於いて議決、承認をいただきました。</p>
加藤千春委員	<p>本件については、作業部会の設置について何か問題があったということではなく、改訂版に表記する作業部会の内容に誤りがあったということだと思います。また、改訂内容については、専門家や有識者によるアクションプラン推進会議に諮った上で教育委員会の議決・承認を得ており、改訂の手続きに問題はないと思われまます。よって、表記の修正は必要であるものの、請願人の求める市民への説明や改訂版の作り直しは必要ないと考えます。</p>
教 育 長	<p>他にご意見、ご質問はございませんか。</p>
稲垣遼委員	<p>表記の改訂はどのように考えていますか。</p>
教育政策課課長補佐	<p>現在ホームページで公表しているため、実状に合った内容に修正しホームページを改めたいと考えております。</p>
稲垣遼委員	<p>誤記ということだと思います。修正にあたってはこういったところを改めましたという記載があって良いのではないかと思います。</p>
教育政策課課長補佐	<p>表記の修正にあたってはなぜ修正があったのかわかるようにしたいと考えてお</p>

<p>教 育 長</p>	<p>ります。</p> <p>他にご意見、ご質問はございませんか。ないようであれば採決を行います。本請願を採択することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>挙手なし。</p> <p>&lt;審議の結果、不採択&gt;</p>
<p>教 育 長</p>	<p>つづきまして、請願第3号「オミクロン対応ワクチン接種促進の差し止めを求める請願」を議題とします。陳述人の方は前へお願いします。</p> <p>陳述人から、請願書に基づき口頭意見陳述があった。それに対する委員からの質問はなかった。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは請願の第3号について説明をお願いします。</p> <p>請願第3号「オミクロン対応ワクチン接種促進の差し止めを求める請願」について学校教育課長から説明。</p>
<p>田 中 直 美 委 員</p>	<p>11月の文部科学省の事務連絡の内容について、確認させてください。</p>
<p>学 校 教 育 課 長</p>	<p>請願趣旨の2行目にございます令和4年11月の文部科学省の通知の件について、ご説明いたします。令和4年11月29日の文部科学省の事務連絡につきましては、新型コロナワクチン接種についての記載がございまして、そこには接種を希望するすべての対象者が年内に接種を完了するよう、接種促進に向けた呼びかけを行っていくことや、児童生徒・保護者が主体的に接種の判断ができるよう衛生主管部局と教育委員会が連携して周知・広報を行うよう、記載されておりました。</p>
<p>田 中 直 美 委 員</p>	<p>このような事務連絡があったことで、瀬戸市としては内容を学校に周知していくと思いますが、愛知県教育委員会からはなにか指示があったのでしょうか。</p>
<p>学 校 教 育 課 長</p>	<p>県教委の通知には、「オミクロン株にも対応したワクチン接種が始まっていることから、家庭において、児童生徒の意思を尊重しながら、ワクチン接種について検討するよう保護者に依頼すること」とありましたので、そのように周知をしているところでございます。</p>
<p>田 中 直 美 委 員</p>	<p>つまり、ワクチン接種は強制するものではなく、あくまでも児童生徒の意思を尊重するものであることが学校に伝わっているということですか。</p>
<p>学 校 教 育 課 長</p>	<p>委員のおっしゃる通りでございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>他に委員の皆様からご質問等ございませんでしょうか。</p>
<p>稲 垣 遼 委 員</p>	<p>学校教育課の対応として、文部科学省から出された事務連絡通知を県教委の通知に従って対応しているわけですから、特に問題はないと思います。また、あくまで文部科学省から出た事務連絡通知で接種を希望するすべての対象者が年内に接種を完了するよう呼びかけを行うということで、対象者全員に呼びかけを行って</p>

	<p>るわけではなくて、接種を希望するすべての対象者が促進の対象であることと同時に、対応として児童生徒の意思を尊重しながらワクチン接種について検討するよう保護者に呼び掛けていくということですので、こちらについても私としては問題ないと思っております。ただ一方で、個人の意思を尊重しなければならないということで、ワクチンを打っていないということではじめや差別を受けることのないよう、そちらの対応についても十分にご配慮いただければと思います。</p>
<p>青山貴彦委員</p>	<p>医学的見地から述べさせてもらいますと、小人のワクチン接種についてはカナダ、イスラエルなどのワクチン先進国では推奨しております。日本における小児科学会で5歳から17歳のワクチン接種を、10代の男性が心筋炎を起こしたという事例もありますので、その辺も十分留意しつつ、ワクチン接種を推奨するということがホームページ上でも明記されております。現在12歳から17歳の中高生はオミクロン株対応のワクチン接種がなされておりますが、5歳から11歳に関してはまだオミクロン株対応ワクチンを卸しておりません。それに対しては医師会でも早急に対応を、ということを要求しております。</p>
<p>教育長</p>	<p>他にご意見、ご質問はございませんか。ないようであれば採決を行います。本請願を採択することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">挙手なし。</p> <p style="text-align: center;">＜審議の結果、不採択＞</p>
<p>教育長</p>	<p>つづきまして、請願第4号「『オミクロン対応ワクチン接種』促進に関するチラシについて教育機関からの配布中止を求める請願」を議題とします。陳述人の方は前へお願いします。</p> <p>陳述人から、請願書に基づき口頭意見陳述があった。 それに対する委員からの質問はなかった。</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは請願の第4号について説明をお願いします。</p> <p>請願第4号「『オミクロン対応ワクチン接種』促進に関するチラシについて教育機関からの配布中止を求める請願」について学校教育課長から説明。</p>
<p>小澤慎太郎委員</p>	<p>チラシの配布時期について教えてください。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>ワクチン接種についてのチラシについては、瀬戸市新型コロナウイルスワクチン接種推進本部が作成したものを12月9日（金）に市内中学生を対象に配布しております。</p>
<p>小澤慎太郎委員</p>	<p>今お話いただいた、ワクチン接種推進本部の方からは何か話があったのでしょうか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>推進本部からは、厚生労働省の依頼に基づき、過去2年間において年末年始に新型コロナウイルスが流行していること、また現在流行の中心であるオミクロン株に対応することを踏まえ、年内のオミクロン株対応ワクチン接種をご検討いただきました</p>

稲垣遼委員	<p>くチラシを配布することにしたと聞いております。</p>
学校教育課長	<p>今回請願の中で、中学生に不安感を与えたのではないかと趣旨に書かれておりますが、実際に現場でそのような声が上がっているというようなことはありますか。</p>
稲垣遼委員	<p>学校からはそのような声があったというような報告は聞いておりません。学校教育課には、チラシ配布中止を求める電話が1本ありましたが、経緯を伝え対応しております。</p>
稲垣遼委員	<p>基本的には事務的な手続きとして、推進本部のお話にもありますように、厚生労働省の依頼に基づいて対応しているものであり、適切なものであったと思います。また、ポスターに表現されている内容についても、選択肢があると伝えておりワクチン接種を強要するものではなかったと思います。チラシの配布についてはすでに配布を終えていることから中止できるものではないと考えますが、今後配布する際には請願者のおっしゃるような懸念も踏まえ、誤解が生じないような配慮が必要であると考えます。</p>
教育長	<p>他にご意見、ご質問はございませんか。ないようであれば採決を行います。本請願を採択することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>挙手なし。</p>
	<p>&lt;審議の結果、不採択&gt;</p>
	<p>&lt;一時休憩&gt;</p>
	<p>&lt;休憩後、定例会再開&gt;</p>
	<p>3 議案</p>
	<p>第1号議案 瀬戸市教育委員会の事務に属する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正について</p>
	<p>第2号議案 瀬戸市教育委員会の保有する個人情報の開示等に関する規則の廃止について</p>
	<p>教育政策課課長補佐から、資料に基づき説明。</p>
教育長	<p>ご意見、ご質問はございませんか。ないようであれば採決を行います。第1号議案及び第2号議案について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>異議なし。(全員挙手)</p>
	<p>&lt;審議の結果、原案どおり承認する&gt;</p>
	<p>第3号議案 令和5年度全国学力・学習状況調査の参加について 学校教育課長から、資料に基づき説明。</p>
加藤千春委員	<p>全国学力・学習状況調査が始まってから、ある程度の年数が経っております。この調査は得点を競うことが目的ではなくて、この資料にもありましたように成果や課題を検証して、今後の教育に生かすということが目的なんですけれど、瀬戸市の場合はこれまでこの学力・学習状況調査の結果をどんな形で今後の教育に生かして</p>



<p>学校教育課長</p>	<p>いるかということ事例があれば教えていただきたいです。</p> <p>瀬戸市におきましては、毎年になりますが11月に行います教務主任者会というものがございまして、その前段のところ学び創造委員会という委員会に所属する者が、その年の全国学力・学習状況調査の瀬戸市の傾向、弱点、強味等を分析しまして、瀬戸市内の全小中学校で共有することとしております。そこで出た苦手な問題につきまして、子どもたちの現在の授業の様子等を踏まえまして、こんな問題が解けるようになるといいということで、実際にそこで教員が問題を解いて、傾向を肌で感じながら子どもたちの今後の学びに向けて、繋げていくことについて議論をし、研究を重ねていくということでございます。</p>
<p>教育長</p>	<p>他にご意見、ご質問はございませんか。ないようであれば採決を行います。</p> <p>第3号議案について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">異議なし。(全員挙手)</p> <p style="text-align: center;">&lt;審議の結果、原案どおり承認する&gt;</p>
<p>教育長</p>	<p>第4号議案 令和5年度県費負担教職員たる校長及び教頭の任免の候補者(案)については人事に関する案件のため、秘密会として取り扱いたいと思っておりますが、秘密会にすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
<p>教育長</p>	<p>全員賛成と認めます。よって、この議案については、瀬戸市教育委員会会議規則第7条の2ただし書きの規定により秘密会とします。</p> <p style="text-align: center;">&lt;関係者以外は一時退席&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;秘密会終了、定例会再開&gt;</p> <p>4 その他</p> <p>教育政策課課長補佐から、日程について、説明。</p> <p>学校教育課長から、報告(3)令和4年10月情報公開請求についてにおいて、記載内容に誤字があったと説明。No3の請求内容「関係部署」は正しくは「関係文書」だと説明。</p> <p>閉会 午後3時31分</p> <p style="text-align: right;">教育長 加藤正孝</p> <p style="text-align: right;">教育長職務代理 青山貴彦</p>